

令和2年度第1回福岡県環境審議会水質部会議事録（書面決議）

- 1 日時 令和3年1月29日
- 2 委員総数 9名
- 3 書面意見書提出者数 9名
- 4 決議事項

	諮問事項	結果	賛成	反対
1	水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について	可決	9人	0人
2	令和3年度水質測定計画の策定について	可決	9人	0人

5 議事の概要及びその結果

(1) 定足数と会議の成立について

書面表決書の提出者9人であり、会員総数9人の過半数及び部会長からの提出があったため、福岡県環境審議会条例第5条第2項及び第6条第6項の規定により議決出来ることとなった。

(2) 議題（諮問事項）

令和2年度第3回福岡県環境審議会（本会）の諮問事項のうち、水質部に付議された議題等について、賛否等の意見が各委員から提出された。

また、本会において本会委員から出された意見等に対しても意見等の提出があった。

ア 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について

平成15年に新たに水生生物に係る環境基準が設定されたため、本県においては、平成28年度から水域ごとに類型指定について御審議いただいているもの。

今回は、筑後川水系の河川及び寺内ダム、海域（筑前海、博多湾、唐津湾）の類型指定を定めるものであり最終年度となる。

【事務局（案）の概要】

小石原川は上流域を「生物A」、下流域を「生物B」とし、その他の河川及び寺内ダムは全域を「生物B」とする。

筑前海は水深30m以浅を「生物特A」、それ以外を「生物A」とする。

博多湾と唐津湾は全域を「生物特A」とする。

- ・意見：別紙（1頁）のとおり
- ・結果：過半数の賛成をもって可決された。

意見等を踏まえ、事務局案に軽微な修正を行うこととした。

【可決後の手続き（案）について】

本議題について可決されたら、事務局案に委員意見を踏まえた修正を行い、答申案として意見募集（パブリックコメント）を行なう。

提出された意見により、再審議が必要であれば、答申案について水質部会で再審

議する。

必要がなければ、答申案を答申とし、答申をもって県公報に各河川等の類型指定の告示を掲載する。

- ・結果：過半数の賛成をもって可決された。

イ 令和3年度水質測定計画の策定について

国や地方自治体は公共用水域と地下水の水質汚濁の状況を常時監視しており、その年度において測定すべき項目、地点、回数等を定めるもので、毎年、御審議いただいているもの。

【事務局案の概要（令和2年度からの主な変更点）】

(1) 公共用水域

- ・筑後川水系、寺内ダム、筑前海、博多湾及び唐津湾における水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定に伴い、これらの水域において、水生生物保全環境基準点としての測定を開始する。
- ・水生生物保全環境基準点として小石原川上流の千手橋を追加する。
- ・ノニルフェノールについて、一定期間、基準値超過のない地点等で測定回数を削減する。
- ・要監視項目へ追加された PFOS 及び PFOA を引続き測定する。

(2) 地下水

- ・県が令和2年度に実施した概況調査において基準を超過した地区において、継続監視調査に2井戸追加する。

- ・意見：別紙（2～3頁）のとおり
- ・結果：過半数の賛成をもって可決された。

意見等を踏まえ、諮問資料に軽微な修正を行うこととした。

(3) 報告事項

ダイオキシン類に係る令和元年度測定結果及び令和3年度水質測定計画について水質測定計画にダイオキシン類が含まれないため、参考に報告させていただいているもの

- ・意見：別紙（4頁）のとおり

環境審議会(本会)及び水質部会における委員意見・質問に対する事務局回答

○ 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について

環境審議会(本会)				水質部会		
No	委員	内容	事務局回答	委員	内容	事務局回答
①	伊藤委員	類型指定は、本年度で終了するが、今後の環境変化によって、見直しを行う可能性があるかどうか、など今後の方針についても可能であれば触れてほしい。	処理基準通知によれば、水生生物の生息状況の変化等事情の変更があれば見直しを行うこととされており、本県においても、情報の把握に努めてまいります。			
②	山崎委員	42ページ「(3)特別域についてイ地形等の状況②博多湾水域」の文書の中に「泥質」というあいまいな用語が出てくるが、例えば「シルト」あるいは、粒径0.075mm未満の粒子のように、明確な用語を使用するか、「泥質」という用語の定義を示してほしい。	委員からの御指摘を踏まえ、より明確な表現とするため、「泥質」を「泥質(中央粒径が0.075mm未満)」に修正いたします。 <水質部会における事務局追加修正> 上記に併せて、42頁「③唐津湾水域」についても表現を見直し、修正したい。	伊藤委員	修正した定義は適切でないと思います。泥質は、泥が混じった岩といった定義ですので、粒径が定義されているわけではないと思います。 これだと、シルト、粘土といった土質のイメージになります。 泥質は、粒径の小さい泥が固結した岩石なので、泥岩、頁岩、粘板岩などです。 博多湾のことはよくわからないので、専門家に確認した方がよいと思います。名称も「泥質」は、あいまいな地質表現かと思います。	資料5は、水質部会資料1「参考資料2」を基に作成したことから、当該資料の表記に合わせた修正といたしました。 正確な情報を記載するため、「参考資料2」の底質の分布状況については、図1-3-1(筑前海)、図2-3-1(博多湾)、図3-3-1(唐津湾)に出典を追記するとともに、「資料5」P42については、博多湾の「泥質」を出展に合わせて「泥」に修正いたします。 なお、一般的に「泥質」とは成分として泥を多く含む岩石に用いられる性質(出典:日本大百科全書)です。
③	井上真理委員	p10で下線がひかかれている部分が3か所ある。これは、全ページ中で、特任ここが重要であるということか。下線があることにより、逆に引かれていない部分に目がいきにくいこともある。重要度に差がなければ、削除してよいかと思う。	重要度に大きな差がないため、委員の御指摘のとおり、下線を削除いたします。			
④	阪口委員	類型指定し、ほとんど全てが「直ちに達成」ということは、本県の状況は、水質に関して良好であるということでのいいのか。今後さらに取り組むべきことなどはあるのか。	調査の結果、環境基準に適合しているのが良好と考えております。今後は、汚濁負荷が増加して水質が悪化しないよう、生活排水や工場排水の対策等を引き続き実施いたします。			

○ 令和3年度水質測定計画の策定について

環境審議会(本会)				水質部会		
No	委員	内容	事務局回答	委員	内容	事務局回答
⑤	伊藤委員	水質環境基準達成状況を見ると、ここ数年は逆に低下している。このグラフだけを見ると水質は悪化傾向にあるということになってしまう。 一つは、30～50年間のグラフにして縦軸を～100にすることで改善傾向を際立たせる。一つは、将来的に指標としてBOD、CODの物差しでよいかを議論する。いずれにしろ、この傾向を少し深く分析する必要があると思う(文面への記載は不要)。	30年程度の長期的に見れば達成率は向上傾向にあります。 また、指標については将来的な課題として認識しておりますので、委員の御指摘を踏まえ、水質部会において御意見を伺ってまいります。			水質部会において意見を伺い、下記のとおり修正した。 ・ 標記期間を平成元年度～令和元年度に修正する。 ※修正前は平成20年～令和元年度まで
⑥	門上委員	過去の審議会において、有機スズ(TBTとTPT)の代わりに有機フッ素界面活性剤のPFOSおよびPFOAのモニタリングを提案したが、PFOS・PFOAは要監視項目に指定された。 TBTとTPT濃度は規制の結果、問題ないレベルまで低下し、この状況は今後も変わらないと考えられる。一方、有機フッ素界面活性剤はPFOS・PFOA以外にも5000種以上が使用されており、世界的な問題となっている。これらを鑑み、有機スズに代わりPFOS・PFOAと同時分析が可能な物質のモニタリングを提案したい。なお、対象水域は海域ではなく淡水域である。	有機スズは北九州市が海域で実施・計画しているが、福岡県においては実施・計画はありません。 御指摘のとおり、有機フッ素化合物の使用や製造に関する規制強化が予想されることから、水質部会において御意見を伺ってまいります。 <水質部会における事務局意見> まずは、環境省における要監視項目への追加検討の動向について、情報収集に努めてまいります。	門上委員	有機フッ素に関しては、水道分野の情報収集もお願いしたい。	御意見を踏まえ、水道分野についても情報収集に努めてまいります。
⑦	山崎委員	本計画については、例年同様の計画が立案され、順調に測定が実施されてきている。今後も同様に適切な計画と計測をお願いしたい。	今後とも、審議会及び水質部会で御審議いただくとともに、適正な計画・実施に努めてまいります。			

環境審議会(本会)				水質部会		
No	委員	内容	事務局回答	委員	内容	事務局回答
⑧	井上眞理 委員	p1 BODおよびCODを個別に示していただいたことにより、BODの達成度の傾向は、CODのそれより年次変動がないことがわかり、ありがたい。				
		本文では、「70～80%台で推移」と書いてありますが、「70～90%の間で推移で」よいのではないかと。	・よりわかりやすい表現に改めるために、「70%から80%台で推移」を「70%から90%の間で推移」に修正いたします。			
		なお、全体(緑)は、BOD(青)とほぼ同じ傾向だが、COD(赤)の変動が大きいにも関わらず、全体の傾向には影響していないので違和感がある。この「全体」のデータの根拠となった計算式やサンプリング件数などを、簡潔に脚注に示されると、納得されると思う。	・河川(BOD)の環境基準点142カ所に対し、海域・湖沼(COD)の環境基準点が38カ所であるため、全体の達成率は、BODの達成状況の影響を大きく受けるものとなっております。委員の御指摘を踏まえ、図(グラフ)の表現の仕方について、水質部会において御意見を伺ってまいります。		水質部会において意見を伺い、下記のとおり修正した。 ・令和元年度時点の環境基準点数(河川142地点、海域及び湖沼38地点)をグラフに記載する。	

○ ダイオキシン類に係る令和元年度測定結果及び令和3年度水質測定計画について

環境審議会(本会)				水質部会		
No	委員	内容	事務局回答	委員	内容	事務局回答
⑨				門上委員	水質の測定結果において、環境基準の1/5以上が検出された地点の原因を教えていただきたい	<p>県内調査地点のうち環境基準の1/5以上が検出されたのは河川6地点、海域4地点でした。うち、県が実施した調査地点は次の2地点です</p> <p>① 祓川(沓尾橋) 調査地点は感潮域であり、SSが高く、底質の巻き上げの影響を受けたことが原因の一つと考えています。</p> <p>② 豊前海(St-4) 検出された原因は不明です。</p> <p>今後もモニタリングを継続し、基準値を超える値が検出された場合はしっかりと検証を行い、原因究明に努めてまいります。</p>